

令和6年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和6年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区公告式条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

〈条例〉

- 6 墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 物品の買入れについて
- 2 物品の買入れについて（オフィスチェア外の購入）

〈契約〉

- 3 物品の買入れについて（ロビーチェア外の購入）
- 4 物品の買入れについて（ワークテーブル外の購入）
- 5 物品の買入れについて（会議テーブル外の購入）
- 6 物品の買入れについて（キャビネット外の購入）
- 7 物品の買入れについて（棚外の購入）
- 8 物品の買入れについて（パーテーション外の購入）
- 9 物品の買入れについて（傘立て外の購入）

1 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成に関する協議並びにバリアフリー推進に関する施策の実施に係る連絡調整を行うため、墨田区バリアフリー推進協議会を区長の附属機関として設置するほか、墨田区公園マスタープランの改定が完了したことに伴い、墨田区公園マスタープラン改定検討委員会を廃止する。

(2) 施行期日 公布の日

2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

- ア 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定（31.3.29公布、6.1.1一部施行）を踏まえ、手数料の名称を改める。
- イ 建築基準法の一部改正（4.6.17公布、6.4.1一部施行）により、既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替であって、特定行政庁が安全性等に支障がないと認めるものについては、接道義務及び道路内建築制限を適用しないこととされることに伴い、当該接道義務及び道路内建築制限の適用除外に係る認定に係る手数料を新設するほか、所要の規定整備をする。
- ウ 宅地造成等規制法の一部改正（4.5.27公布、5.5.26一部施行）により、開発行為及び宅地造成に係る手数料を改める。
- エ 東京都都市整備局関係手数料条例の一部改正（6.3.29公布、6.4.1一部施行）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定（6.3.29公布、6.7.31施行）を踏まえ、手数料を新設するほか、所要の規定整備をする。

(ア) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定を踏まえた手数料の名称の改正（改正理由及び内容中「ア」に係る内容）

現行	改正案
特別区民税・都民税納税証明書交付手数料	特別区民税・都民税・ <u>森林環境税</u> 納税証明書交付手数料
特別区民税・都民税課税証明書交付手数料	特別区民税・都民税・ <u>森林環境税</u> 課税証明書交付手数料
特別区民税・都民税非課税証明書交付手数料	特別区民税・都民税・ <u>森林環境税</u> 非課税証明書交付手数料

(イ) 建築基準法の一部改正に係る手数料の新設（改正理由及び内容中「イ」に係る内容）

名称	額
既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円
既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円

(ウ) 宅地造成等規制法の一部改正による開発行為及び宅地造成に係る手数料の改正（改正理由及び内容中「ウ」に係る内容）

- a 開発行為に係る手数料の改正 面積ごとの手数料の額を改める。
b 宅地造成に係る手数料の改正 改正内容については、次の表のとおり

現行		改正案	
名称	額	名称	額
宅地造成に関する工事の許可申請手数料	1 件につき、切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1)～(10) 〔略〕	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切土又は盛土をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1)～(10) 〔略〕 2 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ、次に掲げる額 (1)～(10) 〔略〕
宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請手数料	1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 4 8 9, 0 0 0 円を超えるときは、その手数料の額は、4 8 9, 0 0 0 円とする。 (1)～(3) 〔略〕	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事変更許可申請手数料	1 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 5 3 3, 0 0 0 円を超えるときは、その手数料の額は、5 3 3, 0 0 0 円とする。 (1)～(3) 〔略〕 2 土石の堆積を行う場合 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 2 9 2, 0 0 0 円を超えるときは、その手数料の額は、2 9 2, 0 0 0 円とする。 (1)～(3) 〔略〕

(エ) 東京都都市整備局関係手数料条例の一部改正及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定を踏まえた手数料の新設（改正理由及び内容中「エ」に係る内容）

名称	額
証明書の交付手数料（都市計画法施行規則第 6 0 条の規定に基づくもの）	1 通につき 9 0 0 円
証明書の交付手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 8 8 条の規定に基づくもの）	1 通につき 9 0 0 円
盛土規制法調書の写しの交付手数料	1 通につき 7 0 0 円

(2) 施行期日

ア及びイについては公布の日、ウ及びエについては本年 7 月 3 1 日

3 墨田区公告式条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、条例及び規則の公布等を区のウェブサイトでも行うことができることとするほか、規則の公布等を行おうとするときにおける区長の署名等を不要とする。

(2) 施行期日

本年7月1日

4 墨田区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

デジタル社会の進展等を踏まえ、区民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、電子情報処理組織を使用して行うことができる手続等の対象を拡大するとともに、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者の同意を要することを明文化するほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

公布の日

※ この条例の改正に伴い、付則で墨田区印鑑条例の一部改正をする。

5 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法等の一部改正（6. 3. 30公布、6. 4. 1一部施行）等により、公益法人等に係る区民税の課税特例を定める規定を削る等、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日（一部の改正規定については、墨田区規則で定める日）

6 墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正（6. 3. 29公布、6. 4. 1一部施行）により、引用条文に移動があったこと等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

7 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本条例の適用区域として、東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区整備計画区域を追加するとともに、同区域における建築物の制限を設ける。

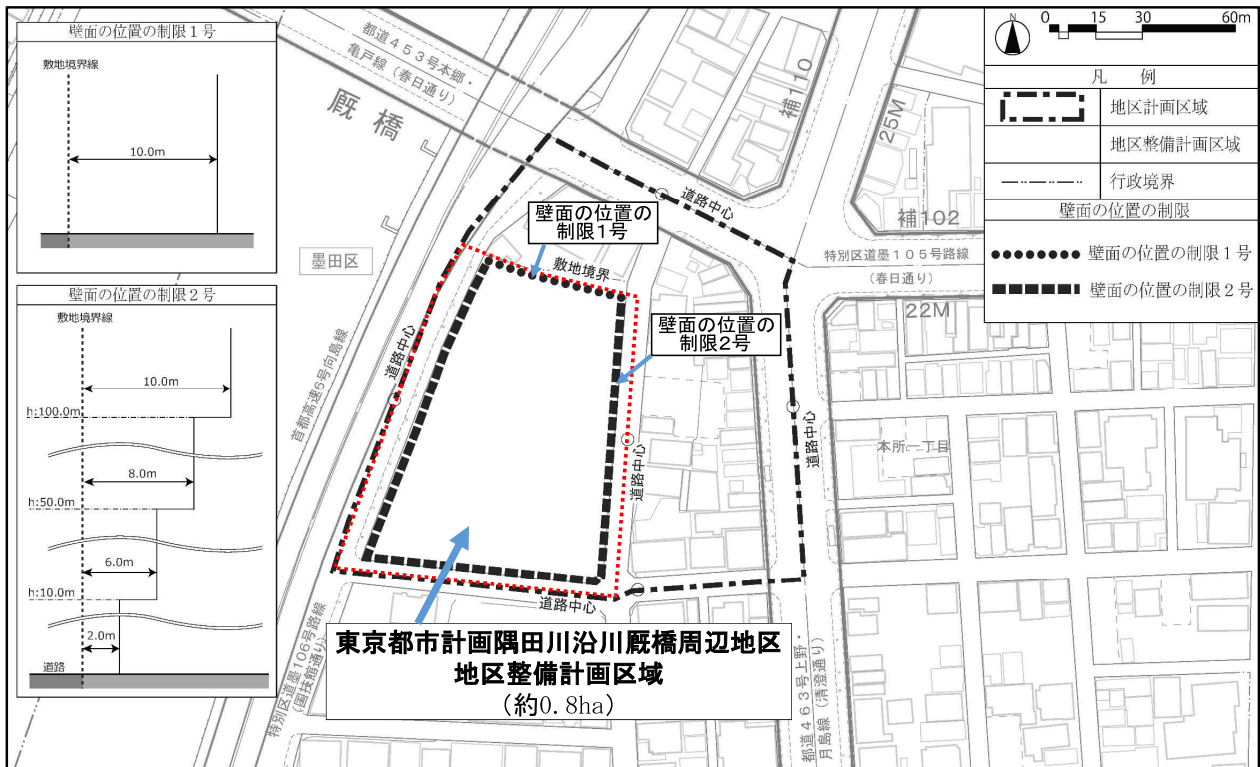
※ 具体的な制限の内容は次ページ

(2) 施行期日 公布の日

適用区域の追加等

本条例の適用区域として、東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区計画に係る地区整備計画区域を追加し、同区域における建築物の制限を定める。

地区整備計画区域の名称	東京都市計画隅田川沿川厩橋周辺地区地区整備計画区域	
建築してはならない建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの（接待飲食等営業、遊技場営業、店舗型風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物）	
建築物の敷地面積の最低限度	5, 000平方メートル	
	適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する場合
建築物の壁面の位置の制限	計画図に示す壁面の位置の数値	
	適用除外	建築物等及び建築物の部分のうち、上空に設けられるデッキ並びに利用者の快適性及び安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するもの
建築物の高さの最高限度	都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区が定められた区域内の建築物の高さの最高限度は、当該特定街区の都市計画において定める。 【参考】約9.5m（特定街区）	
建築物等の容積率の最高限度	都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区が定められた区域内の建築物の容積率の最高限度は、当該特定街区の都市計画において定める。 【参考】50/10（特定街区）	



8 墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正（5.6.14公布、5.12.13一部施行）に伴い、管理不全空家等の所有者等への勧告を区長が墨田区老朽建物等審議会の意見を聴取する処分等に加えるとともに、災害その他非常の場合に保安上著しく危険な状態にある老朽建物等に必要な措置を行うことができるようにするほか、老朽建物等の除却等の命令を発する前に当該老朽建物等の所有者等に意見書提出等の機会を設けるとともに、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

公布の日

1 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 災害備蓄用
- (2) 品目及び数量
 - ア アルファ米 2万6,950食
 - イ ライスクッキー 2万6,976食
 - ウ クラッカー 2万6,950食
 - エ 飲料水 5,896本
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 2,671万4,981円
- (5) 契約の相手方 有限会社賛光製作所
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
防災対策費 需用費

2 物品の買入れについて（オフィスチェア外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア オフィスチェア 343脚
 - イ チェア 75脚
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 4,607万3,500円
- (5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

3 物品の買入れについて（ロビーチェア外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア ロビーチェア 125脚
 - イ 椅子 1,308脚
 - ウ スツール 35脚
 - エ ソファ 67台
 - オ その他部品等 33個
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 8,151万円
- (5) 契約の相手方 株式会社平和堂
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

4 物品の買入れについて（ワークテーブル外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア ワークテーブル 186台
 - イ カウンター 34台
 - ウ 収納庫 10台
 - エ その他部品等 96個
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 3,511万2,000円
- (5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

5 物品の買入れについて（会議テーブル外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア 会議テーブル 304台
 - イ テーブル 170台
 - ウ その他部品等 22個
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 4, 136万円
- (5) 契約の相手方 株式会社平和堂
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

6 物品の買入れについて（キャビネット外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア キャビネット 553台
 - イ キャビネット天板 235枚
 - ウ キャビネットベース 420台
 - エ ロッカー 50台
 - オ その他部品等 134個
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 7, 702万6, 400円
- (5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (6) 支出科目等 令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和6年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

7 物品の買入れについて（棚外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量 棚外 6 件
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 8, 4 6 5 万 6, 0 0 0 円
- (5) 契約の相手方 株式会社平和堂
- (6) 支出科目等 令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

8 物品の買入れについて（パーテーション外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量
 - ア パーテーション 7 5 枚
 - イ スクリーン 1 2 9 枚
 - ウ ブース 2 8 台
 - エ その他部品等 5 7 個
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 5, 2 6 4 万 4, 9 0 0 円
- (5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (6) 支出科目等 令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

9 物品の買入れについて（傘立て外の購入）

- (1) 買入れの目的 すみだ保健子育て総合センター用
- (2) 品目及び数量 傘立て外 3 6 件
- (3) 契約の方法 指名競争入札
- (4) 契約金額 4, 4 6 6 万円
- (5) 契約の相手方 株式会社平和堂
- (6) 支出科目等 令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 需用費
令和 6 年度 墨田区一般会計 衛生費 保健所費 新
保健施設等複合施設建設費 備品購入費

令和6年度 墨田区一般会計補正予算(第4号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円 139,727,000	千円 66,233	千円 139,793,233

◇ 歳 出 66,233 千円

- 1 民生費 45,688千円
 - (1) 児童福祉費 45,688千円
 - ・ 保育園等管理運営費追加 45,688千円
東駒形保育園の再整備に当たり、仮設園舎移転等の必要経費について、予算の増額を行う。
- 2 衛生費 17,535千円
 - (1) 公衆衛生費 17,535千円
 - ・ 予防接種費追加 17,535千円
男性のHPVワクチンの任意接種費用について、助成を行う。
- 3 教育費 3,010千円
 - (1) 教育総務費 3,010千円
 - ・ いじめ・不登校防止対策経費追加 3,010千円
小学校児童の登校や集団に対する不安感の軽減や不登校の未然防止を図るため、校内に支援員を配置した子供支援教室を設置する。

◇ 歳 入 66,233 千円

- 1 都支出金 9,630千円
 - (1) 都補助金 9,630千円
 - ・ HPVワクチン男性接種補助事業費 6,620千円
 - ・ 校内別室指導支援員配置事業費追加 3,010千円
- 2 繰越金 56,603千円
 - (1) 繰越金 56,603千円

II 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
文 花 テ ニ ス コ ー ト 移 転 整 備 事 業	令和7年度	174,000
保 育 園 等 管 理 運 営 事 業 (東 駒 形 保 育 園 再 整 備)	令和7年度	9,000